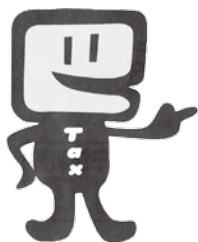


## ◆納付期限と振替納税の利用について

確定申告による「所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」の納期限及び振替日は、次のとおりです。



	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税
納期限	平成 26 年 3 月 17 日(月)	平成 26 年 3 月 31 日(月)
振替日	平成 26 年 4 月 22 日(火)	平成 26 年 4 月 24 日(木)

現金で納付される場合は、納期限までに現金に納付書を添えて、お近くの金融機関（日本銀行歳入代理店）又は住所地等の所轄税務署の納税窓口で納付してください。

また、e-Taxを利用すれば自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができます。

その他、振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関又は税務署に出向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続を済ませることができる、大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。

### 事業者の皆さまへ

## ～「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました～

事業者の皆さまが作成する領収証やレシートなどの「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税については、平成 26 年 4 月 1 日以降に受取金額が 5 万円未満のものについて非課税となります（現在は、記載された金額が 3 万円未満のものが非課税です。）。

平成 26 年 4 月 1 日以降、領収証等を作成する際には、受取金額を確認の上、納付する印紙税額に誤りがないようご注意ください。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲	
現行	3 万円未満
平成 26 年 4 月 1 日以降	5 万円未満

②印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際は誤りのないよう十分ご注意ください。

- ・ 税に関する情報は国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) へ
- ・ e-Taxに関する情報はe-Taxホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) へ
- ・ e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク (☎ 0570-01-5901) へ
- ・ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクは月曜日から金曜日（祝日等を除く。）の9時から17時までご利用いただけます（ご利用可能時間については、今後変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。）。

